

様式第1号（第2条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	特別定額給付金システムファイル
行政機関等の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画政策課
個人情報ファイルの利用目的	特別定額給付金支給に関する事務のため
記 録 項 目	1 整理番号、2 申請状況、3 世帯コード、4 世帯主氏名、5 世帯主住民コード、6 世帯主氏名カナ、7 電話番号、8 住基住所、9 住基方書、10 代理人住民コード、11 代理人氏名、12 代理人氏名カナ、13 送付先郵便番号、14 送付先住所、15 送付先方書、16 問合せ記録、17 発送日（勸奨）、18 申請書発送日、19 申請種別、20 申請受付日、21 支給合計金額、22 振込日、23 銀行コード、24 銀行名、25 支店コード、26 支店名、27 口座分類、28 口座番号、29 口座名義人、30 DV、31 事態、32 外国籍
記 録 さ れ る 個 人 の 範 囲	<p>1 令和2年4月27日（以下「基準日」という。）において、本市の住民基本台帳に記録されている者（次号又は第3号に該当する者を除き、基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定に基づき住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったもの及び基準日以前に出生した戸籍を有しない者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者に準ずるものとして市長が認めるものを含む。）</p> <p>2 特別定額給付金給付事業実施要領（令和2年4月30日付け総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室長通知。以下「国要領」という。）第5の1に規定するDV等避難者（以下「DV等避難者」という。）及びその同伴者（基準日後に出生した者を除く。以下同じ。）で、国要領第5の1各号のいずれかの要件を満たし、かつ、基準日において市内に所在する居住地に住所を有していないが、現に当該地に居住</p>

	<p>している旨を市長に申し出たもの</p> <p>3 国要領第5の2に規定する施設入所等児童等又は国要領第5の3に規定する措置入所等障害者・高齢者で、基準日において、市内に所在する施設等の所在地に住所を有していないが、当該施設等に入所等をしているもの。</p>
記録情報の収集方法	<p>1 市民課との情報連携</p> <p>2 対象者からの申請</p>
要配慮個人情報	<p><input type="checkbox"/>含む <input checked="" type="checkbox"/>含まない</p>
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織	<p>(名称)</p> <p>企画政策課</p>
	<p>(所在地)</p> <p>刈谷市東陽町1丁目1番地</p>
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續の有無	<p><input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</p>
個人情報ファイルの種別	<p><input checked="" type="checkbox"/>法第60条第2項第1号（電子計算機処理） 政令第21条第7項に規定する個人情報ファイルの有無（ <input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無 ）</p>
	<p><input type="checkbox"/>法第60条第2項第2号（手処理）</p>
備考	